

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院広告掲載実施要綱

平成24年1月13日

告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、一部事務組合下北医療センターむつ総合病院（以下「むつ総合病院」という。）の新たな財源を確保するとともに、地域経済の活性化を図るため、むつ総合病院の資産等を広告媒体として民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告事業 むつ総合病院が保有し、又は保有することとなる資産及びむつ総合病院が行う事務事業（以下「むつ総合病院の資産等」という。）を広告の媒体に供することをいう。

(2) 広告媒体 次に掲げるむつ総合病院の資産等のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア むつ総合病院が発行する刊行物及びむつ総合病院が使用する封筒その他の印刷物

イ むつ総合病院の公式ホームページ

ウ むつ総合病院の財産

エ その他広告媒体として活用できるむつ総合病院の資産等で管理者が特に認めるもの

(3) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(4) 広告主 広告掲載の決定通知を受けた者をいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性又は宗教性のあるもの

(4) 社会問題、意見広告又は個人宣伝に関するもの

(5) 美観風致を害するおそれがあるもの

(6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(7) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと管理者が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告媒体の選定)

第4条 広告掲載を行う広告媒体は、むつ総合病院事務局長が定めるものとする。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格及び枠数、広告掲載料、広告掲載の位置、広告掲載の期間、選定の方法等は、当該広告媒体ごとにむつ総合病院事務局長が決定する。

2 むつ総合病院事務局長は、前項の規定による広告掲載料の決定に当たっては、広告の募集に係る経費及び類似広告の市場価格等を勘案して決定するものとする。

(広告の募集方法)

第6条 広告の募集は、むつ総合病院公式ホームページへの掲載の方法等により行うものとする。

(申込方法及び決定)

第7条 広告掲載を希望する者は、むつ総合病院広告掲載申込書（様式第1号）により、管理者に申し込むものとする。

2 管理者は、前項の規定により申込みを受けたときは、内容を審査の上、むつ総合病院広告掲載決定通知書（様式第2号）により、当該申込者に通知するものとする。

(広告主の責任)

第8条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の作成に係る経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第9条 管理者は、むつ総合病院の運営上支障があると認めるとき、管理者が指定する期日までに広告主が求められた原稿等を提出しなかったとき、又は広告掲載料を納入しなかったときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(広告掲載料の納入等)

第10条 広告主は、当該広告の掲載の決定を受けたときは、管理者が指定する期日までに広告掲載料を納入しなければならない。

2 既に納入した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない理

由により広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。